

第 9 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成23年3月10日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 9 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成23年3月10日（木曜日）

午前10時0分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第56号 平成23年度熊本県一般会計予算

議案第61号 平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

議案第62号 平成23年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第67号 平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

議案第89号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

請第57号 住宅リフォーム助成制度創設に関する請願

請第59号 路木ダム建設事業に係る請願

請第60号 路木ダム建設事業に関する請願

請第61号 路木ダム早期完成に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①新熊本県建設産業振興プランに基づくアクションプログラム(前期)について

②くまもと生活排水処理構想2011(素案)について

③熊本県建築物安全安心マネジメント計画の策定について

④熊本県高齢者居住安定確保計画(素案)の概要について

⑤公務出張における交通事故とその防止策について

出席委員(7人)

委員長 重村 栄

副委員長 高木 健次

委員 早川 英明

委員 井手 順雄

委員 鎌田 聡

委員 森 浩二

委員 上田 泰弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 戸塚 誠司

総括審議員兼

次長 天野 雄介

次長 鷹尾 雄二

次長 生田 博隆

土木技術管理室長 野田 善治

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

用地対策課長 佐藤 國一

土木技術管理室副室長 竹下 喜造

道路整備課長 猿渡 慶一

道路保全課長 安達 博行

河川課長 林 俊一郎

港湾課長 湯山 修市

都市計画課長 内田 一成

下水環境課長 西田 浩

建築課長 坂口 秀二

営繕専門監 平野 和実

住宅課長 澤井 健次

砂防課長 高永 文法

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成

政務調査課主幹 竹本 邦彦

午前10時0分開議

○重村栄委員長 おはようございます。委員の先生方もすべておそろいになったようでございますので、ただいまから第9回建設常任

委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、今回付託されました請第57号、第59号及び第60号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第57号についての説明者を入室させてください。

（請第57号の説明者入室）

○重村栄委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

どうぞお願いいたします。

（請第57号の説明者の趣旨説明）

○重村栄委員長 趣旨はよくわかりました。後で審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

（請第57号の説明者退室）

○重村栄委員長 次に、請第59号についての説明者を入室させてください。

（請第59号の説明者入室）

○重村栄委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第59号の説明者の趣旨説明）

○重村栄委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもお疲れさまでした。

（請第59号の説明者退室）

○重村栄委員長 次に、請第60号について、説明者を入室させてください。

（請第60号の説明者入室）

○重村栄委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付いたしますので、説明は簡潔にお願いいたし

ます。

（請第60号の説明者の趣旨説明）

○重村栄委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれをもってお引き取りください。ありがとうございました。お疲れさまでした。

（請第60号の説明者退室）

○重村栄委員長 次は、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着座のままで結構でございます。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 おはようございます。

初めに、九州新幹線鹿児島ルートにつきまして、明後日の12日にいよいよ全線開業を迎えることになりました。これまで、九州新幹線建設に御協力をいただきました関係者の皆様や整備計画の決定から全線開業に至るまで御尽力いただきました議会関係者の皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案のうち、後議案件について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成23年度当初予算関係議案4件、条例等関係議案1件でございます。

初めに、平成23年度当初予算案の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額といたしましては、810億9,942万1,000円、対前年度比98.3%を計上しております。

次に、特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別

会計がございすが、合計で81億3,861万9,000円、対前年度比103.6%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は892億3,804万円を計上しており、対前年度比は98.7%となります。なお、九州新幹線建設事業負担金の影響を除きますと、対前年度比は103.2%となります。

土木部の平成23年度予算につきましては、新幹線全線開業及び熊本市の政令指定都市移行という100年に1度のビッグチャンスを最大限に生かし、くまもとの夢4カ年戦略をもう一段加速させるため、より一層の事業の重点化、効率化を図るとともに、喫緊の対応が必要な県内景気の浮揚や雇用確保にも十分配慮する予算としております。

また、財政再建との整合を図り、限られた予算の中で優先度の峻別や重点的かつ効率的な事業の執行に努め、必要な社会資本を着実に整備してまいります。

続きまして、くまもとの夢4カ年戦略の重点施策に基づき、土木部の主な施策について御説明いたします。

1点目は、品格あるくまもとでございす。

まず、九州新幹線が全線開業する熊本駅周辺について、県都の玄関口としてふさわしい都市空間を形成するため、JR鹿児島本線などの高架化や駅周辺の道路などの都市基盤整備を進めます。

次に、開業効果を県下全域に波及させるとともに、九州の中心に位置するという地理的優位性を最大限に生かしまして、九州における拠点性向上を目指した基盤づくりを推進します。

特に、大分、宮崎との交流連携軸を見据え、横軸となる九州横断自動車道延岡線、通称九州中央自動車道、国道57号拡幅、熊本環状道路、熊本天草幹線道路、さらには縦軸となる南九州西回り自動車道など、幹線道路ネ

ットワークの整備を推進します。

あわせまして、県土基盤の充実に向けて、地域の生活幹線道路の整備も着実に進めてまいります。

さらに、新幹線沿線などの屋外広告物規制により影響を受ける既存広告物の改修、撤去等の支援や幹線道路沿線の街路樹の適正管理を通じまして、品格ある景観形成に取り組みます。

次に、国営公園化を目指す鞠智城については、山鹿市、菊池市で開催されます古代山城サミットにおきましてシンポジウムを開催するなど、全国的な認知度向上に取り組みます。

そして、海外からも注目されますくまもとアートポリスを観光資源として活用するため、特にアジアや関西などに向けての情報発信に取り組みます。

また、水は熊本の宝であり、公共用水域の水質を保全するため、生活排水対策のマスタープランとなるくまもと生活排水処理構想2011を策定し、流域下水道や農業集落排水などの整備に取り組みます。

2点目は、経済上昇くまもとです。

まず、地域経済の浮揚に向けた産業基盤の充実を図るため、物流拠点となる熊本港でのガントリークレーン整備や八代港の岸壁整備などの港湾の機能強化を進めるとともに、セミコンテックノパークを初めとします企業集積地周辺の道路など、物流基盤の整備を推進いたします。

また、厳しい経営環境にあります建設産業の振興を図るため、昨年12月に策定しました新熊本県建設産業振興プランに基づき、具体的な施策や事業をアクションプログラムとしてまとめましたので、本日御報告いたします。

本プログラムに沿って、技術と経営にすぐれた建設業者を引き続き支援してまいります。

3点目は、長寿安心くまもとです。

災害から県民の生命及び財産を守ることは、行政の最も基本的な責務でございます。

このため、河川の改修や土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、被害が想定される地域の避難警戒体制の強化に向けまして、市町村のハザードマップ作成への支援や土砂災害警戒区域の指定のさらなる促進など、ハード、ソフト一体となった総合防災対策を推進いたします。

また、大規模地震発生時の避難ルートの確保を図るため、道路の防災対策や橋梁の耐震対策、さらには、住宅、建築物の耐震化、アスベスト対策など、安全、安心で住みやすい社会の実現に努めてまいります。

以上が平成23年度土木部の主な施策でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について1件の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、新熊本県建設産業振興プランに基づくアクションプログラム(前期)についてほか4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○古里監理課長 監理課でございます。

まず最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会の説明資料、それからさらに、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書の3冊、さらに、その他報告事項5件を用意しております。

新規及び主要事業一覧、さらに公共事業等費用負担調書については参考としておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、お手元の本委員会説明資料をお願いいたします。1ページでございます。

平成23年度予算資料でございます。このページは、土木部全体の予算の状況を記載しております。

土木部の平成23年度の予算総額でございます。1ページの一番右の合計欄の最上段でございます。892億3,804万円でございます。その欄の下から2段目でございますが、前年度比98.7%となっております。また、九州新幹線の負担金を除いた予算額の比でございますが、合計欄の一番下でございます。103.2%というような状況でございます。

内訳でございます。一番上の本年度予算額の左からでございます。

一般会計の普通建設事業としまして、補助事業が421億5,504万9,000円、県単事業が172億5,964万7,000円、直轄事業は89億2,677万2,000円となっております。

次に、災害復旧事業でございます。補助事業が11億3,552万9,000円、直轄事業が8,000万円ちょうどとなっております。

投資的経費でございますが、695億5,699万7,000円でございます。前年比でございます。これにつきましても、下から2番目でございます。97.9%。さらに、新幹線を除いた前年比でございます。その下でございますが、103.6%という状況でございます。

さらに、上の段でございますが、消費的経費でございます。115億4,242万4,000円となっております。

一般会計の計でございます。810億9,942万

1,000円でございます。前年度比、これもこの欄の一番下から2番目でございますが、98.3%。さらに、新幹線の影響を除いた前年度比でございますが、その下でございます。103.2%というような状況でございます。

次に、右側の特別会計でございます。

3つの特別会計の合計といたしまして、投資的経費が24億9,854万5,000円、消費的経費が56億4,007万4,000円でございます。

特別会計の計としまして81億3,861万9,000円でございます。前年度比、一番下でございますが、103.6%となっている状況でございます。

また、各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

2ページをお願いいたします。

来年度予算の総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの本年度当初予算額、前年度当初予算額、比較増減及び右側の方に財源内訳を掲載しておりますところでございます。

表の最下段でございますが、土木部合計額の右側の財源内訳をごらんいただきたいと思っております。

国支出金が240億5,646万2,000円、地方債が348億7,700万円、その他が185億7,764万1,000円、一般財源が117億2,693万7,000円となっております。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降につきましては、各課ごとの当初予算の詳細を記載しているところでございます。

まず、監理課の予算でございます。主なものについて御説明させていただきます。

まず、2段目でございます。職員給与費でございます。

職員の給与費につきましては、2月補正と同様に、職員給与費または事業費の職員給与

費として、7ページ以降、すべての課に出てまいります。そのため、監理課が代表して説明させていただきまして、各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課分の職員給与費でございます。7億576万5,000円を計上しております。土木部全体で66億1,954万円を計上しておりますところでございます。

4ページをお願いしたいと思います。

3段目の公物・広告物管理指導費でございます。これは5,353万2,000円を計上しております。これは熊本土木事務所及び地域振興局の土木部の公物、広告物の管理指導に要する経費でございます。

次に、4段目でございますが、土木行政情報システム費でございます。1億7,473万7,000円を計上しております。これは、土木積算システムに要する経費、それからCALS/EC事業に要する経費及び公共工事の品質向上対策事業に要する費用でございます。

5ページをお願いいたします。

5段目でございます。建設産業支援事業費でございます。2,489万3,000円を計上しているところでございます。これは、昨年12月に策定、公表いたしました新熊本県建設産業振興プランに基づいて実施いたします新アクションプログラム、後ほど改めて御報告をさせていただくこととしておりますが、建設業者への支援プログラムに要する経費でございます。主な内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、建設業者の新たな分野への支援をする経費として1,000万円、新分野進出支援事業費でございます。さらに、合併支援事業費でございます。建設業者の合併を支援する経費として750万円計上しております。

以上、監理課の一般会計予算額の合計でございますが、10億4,181万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

○猿渡道路整備課長 道路整備課の猿渡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

道路整備課分について御説明いたします。資料の7ページをお願いします。

最上段の道路橋りょう総務費でございますが、59億8,609万1,000円を計上しております。

主なものを説明いたしますと、3段目の国直轄事業負担金といたしまして47億3,955万円を計上しております。これは、説明欄にありますように、国道3号や国道57号、208号及び九州横断自動車道延岡線の整備など、国直轄の道路事業に対する県負担金でございます。

次に、5段目の指導監督事務費といたしまして1,992万円を計上しております。これは、国の交付金事業を実施いたします市町村がありますが、その市町村に対しまして県が行います指導監督に要する経費ということで、全額国からの支出金でございます。

次に、下から2段目でございますけれども、道路新設改良費をお願いいたします。159億4,040万5,000円を計上しております。主なものといたしましては、最下段の道路改築費といたしまして21億8,700万円を計上しております。

内訳は、右の説明欄にありますように、宇城市、上天草市の国道266号、これは地域高規格道路の熊本天草幹線道路の大矢野バイパスの整備といたしまして12億5,900万円、それから熊本市の県道砂原四方寄線、これは熊本西環状道路に当たりますけれども、この道路の整備としまして9億2,800万円でございます。

また、国道266号登立トンネル工につきましては、平成24、25年度を合わせまして11億円を限度額といたします債務負担行為の設定

をお願いしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

1段目の単県道路改築費でございますが、27億3,117万7,000円を計上しております。

内訳は、右側の説明欄でございますが、菊池市の県道日生野隈府線ほか95カ所で26億2,117万7,000円、また道路調査費といたしまして1億1,000万円でございます。

それから、2段目の地域道路改築費でございますが、113億5,247万5,000円を計上しております。

内容としましては、国道が、御船町の445号ほか22カ所で45億4,006万2,000円、県道が、熊本市の小池竜田線ほか76カ所につきまして68億1,241万3,000円を計上しております。

また、説明欄にありますように、債務負担行為の設定を4カ所お願いしております。

まず、天草市の国道389号下田南1号トンネル工、それから八代市の国道445号清水トンネル工、次に和水町の大牟田植木線内藤橋上部工と、それから、最後ですけれども、山鹿市の日田鹿本線第2矢谷橋の上部工ということで、それぞれの表に記載しております金額を限度額といたします債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、3段目の道路計画調査費、それから次に、4段目の単県幹線道路整備特別事業費といたしまして、右側の説明欄に記載しておりますが、調査、それから各路線を整備することで、それぞれ5,010万円、それから1億3,214万9,000円を計上しております。

最下段の道路整備課計でございますが、平成23年度当初予算額といたしまして、本年度予算額の欄のとおり、合計で219億2,649万6,000円となります。

道路整備課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○安達道路保全課長 道路保全課長の安達でございます。

今定例会に提出しております道路保全課関係の平成23年度当初予算の主な項目について説明させていただきます。説明資料の9ページをお願いします。

まず、1行目の道路橋りょう総務費として16億219万5,000円を計上しております。

主なものは、職員給与費と道路管理費です。このうち3行目の道路管理費については、右側の説明欄に記載のとおり、各種の道路管理事業や道路調査事業などの経費として3,809万5,000円を計上しております。

次に、5行目の道路維持費として48億7,921万9,000円を計上しております。その主な内訳は6行目から8行目に記載しております。

まず、6行目の単県道路災害防除費については、集中豪雨や台風などの原因で発生する斜面崩壊や道路施設の破壊といった自然災害を未然に防止し、道路利用者の生命、財産を守り、あわせて道路交通機能の確保を図るための費用として10億4,800万円、7行目の単県道路修繕費については、重要な社会資本である道路を適切に維持管理し、安全で円滑な道路交通を確保するための道路パトロールや各種道路施設の維持、修繕、街路樹や植え込みなどの植栽管理、また夏場の除草や冬場の雪氷対策などを行うための費用として33億6,384万7,000円、8行目のやさしい道づくり事業費については、交通事故の削減や安全で快適な歩行空間の構築や交通の円滑化を目的として行う歩道整備や交差点改良、また道路案内標識の整備などの交通安全対策事業を行うための費用として5億689万9,000円を計上しております。

各事業で実施予定の施工箇所などの詳細な内容については、右側の説明欄に記載のとおりです。

次に、説明資料の10ページをお願いいたします。

1行目の道路新設改良費として96億3,058万8,000円を計上しております。その内訳は、2行目の道路舗装費の38億5,977万3,000円と、3行目の道路施設保全改築費の60億6,990万9,000円となっております。

まず、2行目の道路舗装費は、地域自立活性化交付金を活用した事業で、その内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、舗装の打ちかえなどを行う舗装補修事業として32億5,677万3,000円、道路側溝の更新や新設などを行う側溝整備事業として5億3,500万円、道路災害防除事業として3,800万円、橋梁の補修や再塗装などを行う橋梁補修事業として3,000万円となっております。

事業ごとの事業箇所は説明欄に記載のとおりです。

次に、3行目の道路施設保全改築費は、社会資本整備総合交付金を活用した事業で、その内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、道路災害防除事業11億5,700万円、交通安全施設等整備事業31億7,340万9,000円、橋りょう補修事業8億9,000万円、舗装補修事業5億6,700万円及び荒瀬ダム撤去に関連して企業局が施行する国道219号と県道中津道八代線の路側構造物補強事業2億8,250万円となっております。

事業ごとの事業箇所は説明欄に記載のとおりです。

次に、4行目の橋りょう維持費として11億3,766万4,000円を計上しております。

その主なものは、5行目に示すとおり、単県橋りょう補修費11億9,800万円で、美里町の国道218号馬門橋ほか62橋の橋梁補修を実施することとしております。

以上、10ページの最下段に示すとおり、道路保全課関係の平成23年度当初予算の総額は172億4,966万6,000円となります。対前年比9億4,622万4,000円の増となっております。

道路保全課としては以上でございます。

○林河川課長 河川課でございます。よろしくお願いたします。

11ページをごらんください。

まず、最上段の河川海岸総務費でございますが、合計で45億9,616万6,000円を計上しております。主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で24億6,879万2,000円でございます。これは、国が施行いたします河川改良事業、ダム建設事業への県の負担金になります。

次に、その2段下の河川海岸維持修繕費1億8,400万円でございます。これは河川・海岸施設の維持、補修に係る経費でございます。

次に、下から4段目の河川管理費で3億6,073万6,000円でございます。これは堤防の雑草処理や水質事故に対応するための経費になります。

次に、下から2段目の河川掘削事業費5億7,500万円でございます。これは河川に堆積した土砂の掘削事業でございます。

次に、最下段のダム管理運営費から12ページの2段目までは、土木部が管理いたします市房ダムほか4ダムの管理運営経費、坪井川遊水地の管理運営費、老朽化した水位・雨量観測局の補修費でございます。

12ページをお願いいたします。

上から3段目の河川改良費でございますが、合計で51億7,297万4,000円を計上しております。内訳について御説明いたします。

まず、次の段の河川改修事業費で20億4,447万円でございます。これは菊池市の菊池川ほか16カ所の改修費になります。

次の段、都市基盤河川改修費で1億2,120万円でございます。これは熊本市が行います健軍川ほか4河川の改修に対する県からの補助金になります。

その次は、河川総合開発事業費15億3,000万円でございます。これは路木ダムほか1カ所の建設費でございます。

下から4段目は、河川等災害関連事業費で1億300万円でございます。これは災害復旧とあわせて行う改良復旧事業費でございます。災害発生後の迅速な対応に備え、あらかじめ待ち受け予算として計上しております。

下から3段目の単県河川改良費から最下段の単県ダム改良費までは、県単独費で行います河川改修やダム関連事業でございます。熊本市の千間江湖川ほか42カ所の改修などを予定しております。

13ページをお願いいたします。

最上段の海岸保全費でございますが、合計で3億1,409万6,000円を計上しております。

内訳でございますが、次の段の海岸高潮対策事業費は、国からの交付金による海岸保全施設の整備、次の単県海岸保全費は、県単独費で行う海岸保全施設の整備、また4段目の海岸保全施設補修事業費は、国の交付金による海岸堤防などの老朽化対策でございます。

次に、上から5段目の水防費で2,434万9,000円を計上しております。これは、水防観測機器の運用、保守点検のほか、水防資材の購入等に要する経費になります。

次に、下から2段目の河川等補助災害復旧費で12億1,552万9,000円を計上しております。

内訳でございますが、まず最下段の直轄災害復旧事業負担金8,000万円でございます。これは災害発生後に迅速な対応を行うための待ち受け予算でございます。

14ページをお願いいたします。

最上段の過年発生国庫補助災害復旧費1億252万9,000円につきましては、平成21年度及び22年度に発生いたしました公共土木施設の災害復旧を行う経費でございます。

2段目の現年発生国庫補助災害復旧費10億3,300万円につきましては、平成23年度の災害発生に備えた待ち受け予算でございます。

以上、平成23年度の河川課当初予算は、最下段に記載のとおり、総額で113億2,311万4,

000円でございます。前年度に比べまして6億1,828万7,000円の増でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしく願いいたします。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、一般会計から御説明いたします。

港湾管理費につきましては、5億1,106万9,000円を計上しております。

主なものとして、4段目の海岸諸費として1,373万8,000円を計上しております。これは海岸のポンプ排水施設等の維持管理費でございます。

また、下から2段目の港湾利用促進事業費として5,146万7,000円を計上しております。これはコンテナ利用者への助成費用でございます。

最下段の特別会計貸付金の1億1,500万円は、港湾整備事業特別会計への貸付金でございます。

次に、資料の16ページをお願いいたします。

港湾建設費につきましては、40億8,338万1,000円を計上しております。

内訳でございますが、重要港湾改修事業費として、熊本港ほか2港で4億8,900万円、地方港湾改修事業費として、長洲港で6,400万円を計上しております。

4段目の単県港湾修築事業費として、熊本港ほか1カ所で6,230万9,000円、5段目の港湾調査費として、水俣港ほか2カ所で7,677万7,000円を計上しております。

あわせて、説明欄に記載しておりますが、債務負担行為の設定をお願いしております。

水俣港の耐震・老朽化対策検討委員会関連費用といたしまして、1,500万円の設定をお願いしているところでございます。

6段目の港湾施設保安対策事業費は、八代港ほか2カ所の警備委託費として3,234

万7,000円を計上しております。

7段目の国直轄事業負担金としまして、八代港と熊本港に16億403万円、8段目の港湾環境整備事業費としまして、熊本港に3億3,600万円、最下段の単県港湾整備事業費としまして、熊本港ほか4カ所の維持、しゅんせつなどに7億270万円を計上しております。

次に、資料の17ページをお願いいたします。

港湾補修事業費としまして、八代港ほか7カ所に4億6,400万円を計上しております。

2段目の海域環境創造事業費としまして、百貫港に2,300万円を計上しております。

3段目の新船建造支援事業費は、新船建造に伴う有明海自動車航送船組合への無利子貸付金として3億円を計上しております。

5段目の空港管理費でございますが、これは天草空港施設の管理運営費としまして2億1,652万6,000円を計上しております。

下から3段目の港湾整備事業特別会計繰出金は、特別会計の財源充当のために13億8,985万7,000円を計上しております。

最下段にありますように、一般会計の合計は62億83万3,000円でございます。

続きまして、資料の18ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

まず、施設管理費として5億1,272万9,000円を計上しております。

内訳としましては、2段目から4段目でございますように、施設管理費や港湾修築費、ポートセールス推進事業費でございますが、県管理港湾18港の適正な運営、管理や港湾施設の維持、補修等を行うものでございます。

次に、5段目の港湾整備費は2億8,700万円を計上しております。

内訳としましては、説明欄に記載しておりますとおり、三角港の港湾整備費といたしまして8,200万円、熊本港のガントリークレー

ン設置費としまして2億500万円でございます。

また、あわせて債務負担行為の設定でございますが、熊本港の物流拠点機能向上事業としまして、限度額5億円の設定をお願いしているところでございます。

次に、資料の19ページをお願いいたします。

公債費の元金と利子につきましては、起債償還の元金と利子を合わせまして、下から2段目にございますように、27億7,987万6,000円を計上しております。

最下段にありますように、港湾整備事業特別会計の合計は35億7,960万5,000円でございます。

続きまして、資料の20ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

2段目の熊本港臨海用地造成事業費は5,744万5,000円を計上しております。

内訳としましては、熊本港周辺の漁業振興費としまして5,000万円、熊本港臨海用地造成事業費としまして744万5,000円でございます。

次に、公債費の元金と利子につきましては、起債償還の元金と利子を合わせまして3億6,550万円を計上しております。

最下段にありますように、臨海工業用地造成事業特別会計の合計は4億2,294万5,000円でございます。

港湾課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料21ページをお願いいたします。

上から3段目、景観整備費の景観整備推進費でございますが、4,835万1,000円を計上いたしております。これは、説明欄のとおり、緑化景観対策事業や民間施設緑化推進事業な

どを行うものでございます。

次に、新幹線建設促進事業費でございますが、9億1,061万円を計上しております。この主なものは、説明欄のとおり、九州新幹線建設事業負担金でございます。

熊本県には127億円の事業費の配分があり、これに伴う負担金として8億9,271万円を計上しております。開業後におきまして必要となる騒音等環境対策の経費を計上しているものでございます。

次に、都市計画総務費でございますが、53億1,023万6,000円を計上しております。この内訳の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、22ページの3段目、公園維持費1億4,741万8,000円ですが、これは、説明欄のとおり、水俣広域公園ほか2公園の指定管理者委託費や都市公園の維持修繕費でございます。

下から2段目の屋外広告物対策推進事業費3,101万円でございますが、これは、説明欄のとおり、屋外広告物に対する指導や新幹線沿線等の規制強化に伴って改修等が必要となった場合に助成を行う経費などでございます。

最下段の都市計画調査費7,500万円でございますけれども、これは、説明欄のとおり、都市計画の変更、決定に向けた調査等を行うものでございますが、平成23年度は5年に1度の都市計画基礎調査を行う計画としておりまして、前年度に比べ約3,400万円の増額となっております。

次に、23ページをお願いいたします。

最上段の連続立体交差事業費47億6,200万円ですが、これは、説明欄のとおり、JR鹿児島本線等連続立体交差事業における高架橋本体工事等を行う経費でございます。

次に、土地区画整理費でございますが、2億5,520万円を計上いたしております。これは、説明欄のとおり、熊本市が行う熊本駅西

土地区画整理事業や熊本駅前東A地区市街地再開発事業地内の県道や河川整備に係る負担金でございます。

次に、街路事業費でございますが、31億7,322万2,000円を計上いたしております。

まず、単県街路促進事業費2億5,202万2,000円は、説明欄に記載のとおり、新市街水前寺線ほか11カ所の整備を行う経費でございます。

次の街路整備事業費18億円は、説明欄のとおり、熊本駅周辺整備として進めています熊本駅城山線ほか10カ所の整備を行うものでございます。

なお、前年度に比べ約21億円の大幅な減となっておりますが、平成22年度事業完了等に伴うものでございます。

次の住宅市街地街路整備事業費12億円は、説明欄のとおり、熊本駅周辺のアクセス向上を図るため、春日池上線の整備を行う経費でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

都市公園費でございますが、都市公園整備事業費で18億6,814万円を計上いたしております。内訳は説明欄に記載しておりますが、その主なものを御説明いたします。

鞠智城の国営公園化を推進する鞠智城公園推進事業3,140万円及び関連する鞠智城国営公園化PR事業2,750万円、子供や高齢者等が安全で安心して利用できるよう都市公園の整備を行う公園整備促進事業費9億990万円、観光地へ向かう主要幹線道路を対象として、沿道景観の整備向上を図る沿道景観緑化推進事業費2億3,000万円、熊本県民総合運動公園内の休憩棟を改築するサッカー振興拠点施設整備事業2億6,934万円などでございます。

以上、都市計画課は、最下段のとおり、合計117億8,766万9,000円をお願いしております。よろしくをお願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、一般会計から、主なものにつきまして御説明いたします。25ページをお願いいたします。

上から2段目に、公害防止指導費2,191万3,000円としておりますが、主な内訳として、説明欄の2行目に記載しております生活排水対策推進事業1,842万9,000円を新規事業として計上しております。

浄化槽につきましては、適正な維持管理を行うため法定検査が義務づけられておりますが、現在、その実施率が半分以下にとどまっているため、緊急雇用創出基金を活用し、個別訪問などによる検査の受検勧奨を行いたいと考えております。

左の目名に戻っていただきまして、上から4段目に、一般廃棄物等対策費として3億164万9,000円を計上しております。その内訳ですが、説明欄をごらんください。

1行目の浄化槽整備事業2億7,481万3,000円は、浄化槽整備を行う個人や市町村に対し県費補助を行うもので、平成23年度は、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の撤去費に対する補助限度額の引き上げなど、一部制度の拡充を図りたいと考えております。

1つ飛びまして、3行目の浄化槽設置基数等実態調査費2,566万1,000円は、21年度から3年計画で、県下全域を対象として浄化槽の利用状況等の調査を行っているものでございます。

次の26ページをお願いいたします。

上から2段目には、農業集落排水施設整備推進費として7,620万円を計上しております。これは、農業集落排水事業を実施する市町村に対し、事業の翌年度に事業費の6.5%を県費補助するものでございます。

次の段の団体営農業集落排水事業費は、国からの交付金を一たん県が受け入れて、農業

集落排水施設整備を行う市町村に交付するもので、6億600万円を計上しております。山鹿市、宇城市及び大津町の計4カ所で実施を予定しております。

下から2段目の漁業集落環境整備事業費につきましては1億8,502万1,000円を計上しております。天草市の2カ所で漁業集落排水施設の整備を実施することとしております。

内訳は、説明欄に記載のとおり、事業実施市町村に対し、事業の翌年度に事業費の6.5%を補助する漁業集落排水施設整備後年交付金として2,964万円、国からの交付金を受け入れて実施市町村に交付する漁業集落排水施設整備事業費として1億5,538万1,000円でございます。

27ページをお願いいたします。

下から4段目の流域下水道事業特別会計繰出金は、流域下水道事業特別会計における公債費等の財源充当のため、地方交付税措置分などを基準に基づき繰り出すもので、3億3,018万9,000円を計上しております。

以上、最下段に記載のとおり、一般会計の合計では16億6,290万9,000円でございます。

28ページをお願いいたします。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費は、熊本市、合志市及び菊陽町を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費で、9億3,593万5,000円を計上しております。基本的には、関係市町からの負担金で賄うこととなります。

下から4段目の熊本北部流域下水道建設費（交付金事業）は20億4,190万円を計上しております。流入汚水量の増加に伴い、水処理施設の増設などを予定しております。

また、このことに関し、説明欄の2行目以降に記載のとおり、11億610万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、供用開始から20年以上が経過し、

施設の老朽化も見られるようになってまいりましたので、水処理施設及び汚泥消化設備の改築・更新工事などを行うものでございます。

下から2段目の球磨川上流流域下水道管理費は、あさぎり町など上球磨の4町1村を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費として1億9,679万2,000円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道建設費（交付金事業）は3,100万円を計上しております。処理場の長寿命化計画の策定等を予定しております。

その3段下の八代北部流域下水道管理費は、八代市、宇城市及び氷川町を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費で2億1,351万1,000円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

上から1、2、3段目にかへまして、3カ所の流域下水道の建設に係る公債費として、起債償還元金4億4,473万円、利子2億1,093万3,000円、計6億5,566万3,000円を計上しております。

以上、最下段に記載のとおり、流域下水道事業特別会計合計で41億3,606万9,000円となります。

下水環境課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂口建築課長 建築課でございます。資料の31ページをお願いいたします。

建築課予算の主なものを御説明いたします。

4段目の営繕管理費でございますが、3億5,744万9,000円を計上しております。これは県有施設の保全、改修等に要する経費でございます。

次に、7段目の建築基準行政費でございますが、5,065万円を計上しております。これ

は建築基準指導業務並びに建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

3段目の市街地環境整備促進費でございますが、1億8,685万9,000円を計上しております。これは、民間建築物のアスベスト改修を促進するため、1,000平米未満の建築物のデータベースの整備等に要する経費でございます。

以上、建築課分といたしまして、最下段のとおり、11億4,954万5,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。よろしくお願ひします。

33ページをお願いいたします。主なものを御説明させていただきます。

3段目の公営住宅維持管理費ですが、8億1,261万7,000円を計上しております。これは、県営住宅の維持管理に要する経費でございます。指定管理者への委託料、市町村への交付金などがございます。

次に、7段目の公営住宅建設費といたしまして8億2,693万7,000円を計上しております。これは今年度から建設に着手しております山の上団地の本体工事などに要する経費でございます。

次に、34ページですが、1段目の公営住宅ストック総合改善事業費といたしまして6億6,336万7,000円を計上しております。これは、県営住宅の長寿命化対策といたしまして、住戸改善や外壁改修工事等に要する経費でございます。

次に、2段目の住宅マスタープラン推進事業費といたしまして1,990万4,000円を計上しております。これは、主に住生活総合調査事業といたしまして、国の住生活基本計画改定と熊本市の政令市移行を見据えた県住宅マスタープラン等の改定を行うものでございます。

次に、4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費といたしまして1億8,587万8,000円を計上しております。これは民間事業者への整備費補助と家賃減額補助に要する経費でございます。

以上、住宅課分といたしまして、最下段のとおり、26億6,601万5,000円を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課でございます。35ページをお願いいたします。

砂防費について、主なものを説明いたします。

5段目の通常砂防事業費は、7億7,300万円を計上し、八代市瀬高川第二ほか16カ所を実施予定です。

6段目の地すべり対策事業費は、4億7,400万円を計上し、天草市大地地区ほか7カ所を実施予定です。

7段目、急傾斜地崩壊対策事業費は、11億9,756万円を計上し、玉名市上有所地区ほか40カ所を実施予定です。

8段目の単県砂防事業費は、1億8,200万円を計上し、熊本市の立福寺川ほか11カ所を実施予定です。

9段目の単県地すべり対策費は、1,300万円を計上し、八代市日当地区ほか5カ所を実施予定です。

10段目の単県急傾斜地崩壊対策費は、3億4,540万円を計上し、熊本市花園3丁目地区ほか26カ所を実施予定です。

36ページをごらんください。

2段目の砂防調査費は、4,000万円を計上し、交付金事業の採択に向けての事前調査や、砂防指定地編入のための調査や資料作成等を実施予定です。

4段目、国直轄事業負担金は、川辺川流域砂防施設整備の県負担金で1億1,440万円を計上しております。

5段目、火山砂防事業費は20億8,332万円

を計上しております。説明欄をごらんください。

火山砂防事業に20億6,232万円を計上し、球磨村の岳本1ほか32カ所を実施予定です。また、火山噴火警戒避難対策事業に2,100万円を計上しており、主に阿蘇火山監視システムの整備を行います。

6段目、土砂災害監視システム維持管理費は4,061万6,000円を計上しております。

7段目、単県砂防施設維持管理費は6,494万1,000円を計上しております。

8段目、土砂災害警戒避難対策事業費は5億2,310万1,000円を計上しております。説明欄をごらんください。

土砂災害情報相互通報システム整備事業に2,100万円を計上しております。これは、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒情報などを、インターネットなどを通じて県民や市町村へ情報を提供するシステムを整備するものです。

次に、砂防関係基礎調査事業に5億210万1,000円を計上しております。この事業により、土砂災害警戒区域の指定を行い、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進してまいります。

以上、最下段に記載のとおり、砂防課として60億9,136万3,000円の予算をお願いしております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

○内田都市計画課長 資料の37ページをお願いいたします。

議案第89号熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、資料の38ページの概要によりまして御説明をいたします。

まず、制定改廃の必要性についてでございますが、熊本県営八代野球場のスコアボードを手書き式から電光掲示式に変更することに

伴いまして、その使用料の額を定めるものでございます。

次に、改正の内容につきまして、3の内容について御説明をいたします。

スコアボードの使用料について、得点、判定のみを表示する場合と全部を表示する場合に分けて使用料を定めるものといたしております。得点と判定のみを表示する場合につきましては、アマチュアスポーツに学生が使用するときには1時間につき660円、それ以外のときは1,400円と定めるものでございます。また、全部を表示する場合については、アマチュアスポーツに学生が使用するときには1時間につき1,330円、それ以外のときは2,800円と定めるものでございます。

この条例の施行日につきましては、平成23年4月1日としております。

なお、経過措置といたしまして、この改正後の使用料の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用することといたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりまりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 都市計画課、21ページの九州新幹線の建設促進事業費ということで、いよいよ新幹線、あさって開業ということになりますけれども、事業負担金がまた8億9,000万円ぐらいですか、環境対策等、そういった事業に対しての負担金ということですが、ちょっとおさらいの意味で、総額幾ら今県が負担してきて、今後、あつどのよう事業があつて、どれだけ負担しなきゃならないのかをちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○内田都市計画課長 県内事業費につきましては、九州新幹線につきまして6,931億円が県内の総事業費でございます。これの県負担総額が2,179億円でございます。

23年度以降は、県内事業費といたしまして約58億円が予定されておまして、その県負担額が約18億円でございます。今回、23年度が約9億円予算計上をお願いしておりますので、残り9億円が24年度ということに予定をいたしております。

○鎌田聡委員 総額58億円ですよ。これは環境対策で58億円ということですか。ちょっと内訳を教えてください。

○内田都市計画課長 環境対策費で58億円ということでございます。

○鎌田聡委員 具体的に、環境対策というところはどういう事業なんですか。

○内田都市計画課長 騒音、振動、それから日光障害等でございます。

○鎌田聡委員 試験走行等もあって、いろいろな状況は一応の把握はできていると思います。まあ、本格操業でどれだけまた出てくるかわかりませんが、58億円ぐらいかかるような状況が予想されるんですかね。

○内田都市計画課長 今まで新八代以南について既に開業いたしておりますけれども、それまでの事例等を参考にいたしまして、鉄道・運輸機構の方で約58億円が見込まれるということで予算を計上されるということでございます。

○鎌田聡委員 どんなことが——これからまた走って見ないとわからない部分もあると思いますので、いろんな状況にやっぱり対応す

るためにも、しっかりとその辺は積極的にそういう環境問題とか騒音、振動に対応していただきたいと思います。

それと、続けてよかですか。

あと、部長の説明の中で、新幹線の景観の屋外広告物の規制によって、沿線から幾らか撤去するというところで規制がありますけれども、これで実際どれだけの広告物が対象になって、いかほどその撤去費用の支援というのが発生しているのかを教えてくださいたいと思います。

○内田都市計画課長 新幹線沿線の屋外広告物については、既に許可を得ている広告物が、今回の昨年3月末に新たな規制をいたしましたけれども、既存不適格になる分の助成を行うと、その撤去であったり、改築、改修に要する費用を助成するというものでございます。約53カ所がその対象となっております。

今年度は約1,300万円の助成費用を計上して、その改築の助成をする計画としておまして、23年度は約1,000万円をその改修に充てるというような予算の計上をお願いしております。堅牢なものについては3カ年という猶予期間を設けておりますので、その3カ年の間に改修を行うというものでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、全部で53カ所が不適格ということで、53カ所について3カ年で改善を図っていくという理解でよろしいですかね。

○内田都市計画課長 屋外広告物におきましては、一般広告物とそれから自家用広告物というのがございます。一般広告物を含めまして先ほど53件と申し上げましたんですけれども、今年度中に約30件ぐらいは改修なり撤去ができるものというふうに見込んでおります。残りにつきまして、今委員おっしゃられ

たように、あと2年、23年、24年で改修等を行うという計画にいたしております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○井手順雄委員 何点か質問させていただきます。

まず、監理課。建設産業プランのアクションプログラムで、今後、入札制度等々、またいろんなランク関係も改善していくというような方針であると聞いておりますけれども、今年度の3月末で、いわゆる通常だったら格付というのを変えるような状況にあるかと思っておりますけれども、それはどうなるんですかね。通常の、いわゆる今までどおりのやつをやって、6月ごろまた変更するとか、そういった流れをちょっと聞かせてください。

○古里監理課長 今回の入札制度の改革でございますが、通常であれば、まさに4月からスタートということでございますが、今回の改革にあわせて格付も行うというふうに考えておりますので、部長から答弁申し上げましたように、来年度の早い時期にということで、結果を申しますと、ですから、新しい格付はその時期と一緒にスタートするというふうに考えております。

○井手順雄委員 じゃあ、3月末で通常はやっていたのを、それをまた6月とかなんかわからぬですけども、そのとき決まったときに新たに出すから、それまでは今までの暫定の格付という認識でいいんですかね。

○古里監理課長 そのとおりでございます。

○井手順雄委員 それともう1点。これは言っているのか悪いのか、私、今監査委員とい

うのをやっているんですよ。そういう中で、熊本県土木部の工事の監査というのをこの間行いました。

この中で——抽出なんですね、全部見るわけにはいかぬから、抽出で見て、その中に、例えばコンクリート舗装をするのに、設計がスランプの2.5ですね。しかし、実際は現場では6.5で打ったと。やっぱり仕事のしやすさ等々の関係で、監督が試算した格好でしたと。そるばってん、設計は2.5であったという中で、指摘を受けて、それをまた監督員と相談して変更を行ったとか。あと、現場打ちのボックスカルバート、これはなかなか現場打ちが難しいけんということで、監督員と口頭で2次製品を入れてしまったと。ここで全然文書になつとらんで、最後まで設計図書はボックスカルバートの設計であったが、竣工のときの竣工図面は現場打ちだったと、それで慌てて変更したとか。あと、構造物をつくるのに、大型クレーンの設計を見ていたけれども、それに行くまでの際、橋を渡らなくちゃいけないので、加重が足らぬでそのクレーンが入らなかつた。こういうのを抽出で見ただけでも、こんなに指摘があるんですよ。何を言いたいのか。

これは、結局、いわゆる県は、設計するときにはコンサル業に委託しますね。その際、コンサルから来た設計図書を、確認せずにそのまま入札に出しているというのがかいま見えるんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺の状況はいかがですか。何かチェックしているんですかね、そういう内容に対して。

○野田土木技術管理室長 土木技術管理室です。

通常の場合、工事を発注する前に、いろんな前準備としましてボーリング調査をしたり、設計の測量をしたり、設計をしたりするわけですけども、それらの成果品につま

しては、監督員と成果品を検収する者が、受け取るに当たりまして、検査をして受け取っておるという状況でございます。

そういう中で、今井手委員御指摘のような事柄が起こっているということは、実は、数日前、そのような報告が届いたわけでございます、その原因等をちょっと今調査しております。

見ますと、少し設計上といいますか、先ほどのスランプあたりですけれども、コンクリート舗装のスランプというのは、本来、御指摘のように、2.5が適切であるというようなことで、それをスランプを少し緩めのやつで実際施工しているという事例もあっておりますので、なぜそのような事例が起こったのかというようなことを、今現在、本庁の方にも上がってまいりましたので、そこらあたりを調査している状況でございます。

以上でございます。

○古里監理課長 補足でございますが、まさにそういう設計と現場での違いといいますか、そういうのを、昨年、私どもが野田室長と一緒に各現場、各地域等をお回りしたときに、いろんな意見をまさに聞きました。大変多かった意見でございます。

今回も、先ほど説明しましたが、そういう新しいプログラムの中で、従来からありました三者協議とか、そういうものを拡大、それからワンデイ・レスポンス、こういうものをさらに職員の中に、意識改革も含めて頑張っていこうというふうな考えでおります。

以上でございます。

○井手順雄委員 これがどうのこうのということなんですけれども、やっぱりこれは、ここに例えば建設業指導育成費で書いてありますけれども、こういうところに我が社の社員の育成費というのも入れて、やっぱり勉強会等を開いて——結局、今の若い監督員さんと

というのは、現場のその辺の詳細なノウハウかな、そういうのがあんまりわかってないと思うんですよね。今、こういったコンピューター社会で、一発ぼんとコンピューターを押せば積算して設計価格が出てくるというような時代で、こういう現場があるとか、こういう土質があるとか、そういった監督員さんの資質がこれは出てくるのも問題かなというふうに思いますので、こういうことを突き詰めていけば、会計検査院だってこういうことを指摘しますよ、今度。そうなったときに、もうやりかえですよ。2度手間、3度手間になりますからね。

ここら辺は、やっぱりここに来て、煩雑かもしれないけれども、監督員さんのそういった現場——現場と言うとおかしいね。現場の状況とか、こういう手戻りがないようにしてもらわぬと、これだけ世知辛い入札金額で落札している業者さんは、こういうところにまた——それで変更だ何だというのは全部業者がやるんですよ、逆に。そこにまた手間がかかってくる、もうかる仕事ももうからぬというようなことで、これは業者さんに押しつけてしまいますよ、こういうのは全部。やっぱりそういうところもちょっと考えながら、監督員さんの教育、いわゆる職員の教育というところも監理課あたりで指揮をとってやっていただければなというふうに思います。

もう1点、いいですか。

港湾課、潟山さん。ことし最後で、最後の質問と、何か質問しとかなんなどというわけで。

ここに計上されております17ページの新造船の支援事業の利子補給のやつですね。これは、ことし、年頭のあいさつで長崎県の知事かな、が、先走ってじゃないけれども、こうやって熊本県からの支援もございますというような内容をされた。そこで、県の方の対応としては、ちょっとそれは遺憾であるというようなことで文書を送付したと聞いており

ますが、その後、長崎県の方から何かありましたでしょうか。

○潟山港湾課長 昨年の長崎県の年末の議会において、知事が冒頭で説明されて、我々としては、それに抗議文的な内容で文書を送付したところでございますが、それについては、向こうからの正式な回答はいまだにあっておりません。

○井手順雄委員 やっぱこういうのはいろんな立場、立場というのがあるわけでありまして、そうやって先走って、熊本県も、まだ議会も話をしていないという中で、我々も、大変それは遺憾であるというふうな思いがありますので、こういうことは今後ないように言うのもおかしいね、他県のことだから。やっぱりその辺はちゃんと調整しながら、それはもうやめてくださいよというような、県協議というのもしっかり密にしていってもらいたいというふうに思います。

それと、もう1点。この間、新聞でちょっと見たんですが、熊本港を中国向け米の拠点港にしようという中で、どこが精米するかわからぬですけども、精米業と、熊本港は薫蒸施設あたりを整備せないかぬという中で、聞き及びますと、今何か調査というのをやっているそうです、国の方が。熊本港の倉庫が薫蒸施設となり得るのかという調査を行っているというような状況を聞きましたけれども、港湾課としては何か把握されていますか。

○潟山港湾課長 今の委員の質問でございますが、これについては農林水産部の農産課から情報を得ておりまして、我々も、熊本港のコンテナターミナルにある薫蒸上屋、これが選定されたということは聞いております。

○井手順雄委員 されたわけですね、もう。

○潟山港湾課長 はい。調査対象としてされたということでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、今調査中であって、まだその結果は出てないということではないんですね。

○潟山港湾課長 まさにそのとおりで、調査を2月から4月の3カ月間行うということになっております。

これは、倉庫内にトラップを設置しまして、特定害虫の有無を3カ月間調査するというので、その結果が出ないと、そこで本当にいいのかということにならないということでございます。

○井手順雄委員 ぜひともそういう拠点港の指定というのを受けてやっていただきたいな。そうすると、熊本港の活性化にもなるし、せっかくのこのガントリークレーンというのが生きてくるんですね、ここで。これは、これを目指してつくっとつとかなという意図もありますけれども。出来レースみたいな感じがします。そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、これで熊本港が発展すれば、ほかの先生方が文句を言われなくて済むのかなという思いがございます。

それと、もう1点。漁業振興費、20ページ。5,000万円上がっていますけれども、これはあと何年で終了でしょうか。

○潟山港湾課長 これは、平成14年から20年間ということで、平成33年度までの予定で考えております。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○森浩二委員 新幹線の負担金ですけど

も、きょうの新聞に、JRが機構に80億円ぐらいかな。県には入らんとですか。

○内田都市計画課長 これは新幹線の営業主体であるJRが支払う30年定期のリース料ということでございまして、県に入るというものではございません。

○森浩二委員 県も負担金で出しよろでしょう。少しは、その3分の1ぐらいは県にバックしてくるとか、全然返らぬとですか。

○内田都市計画課長 森委員おっしゃったように、新幹線建設事業費の3分の1は県が負担しているわけでございますけれども、県といたしましては、そのJRが払うリース料につきましては、できるだけ県のために使ってほしいということで、都市計画の所管ではありませんけれども、交通対策総室としては、それを在来線の支援に、並行在来線に使うほしいというような要望を交通対策総室の方ではやっているというふうに聞いております。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。一—ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第56号、第61号、第62号、第67号及び第89号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。一括して採決をいたします。

議案第56号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第56号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願、請第57号及び第59号から第61号までについて審査を行います。

まず、請第57号住宅リフォーム助成制度創設に関する請願について、執行部から状況の説明を願います。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。

請第57号住宅リフォーム助成制度の創設に関する請願について御説明申し上げます。

請願の趣旨といたしましては、経済政策の一環として、県内の中小業者の仕事を確保するため、住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものであります。

その理由といたしましては、建設工事には多くの業種と職人がかかり、大量の地元の材料、資材が購入され、資金が地元へ還流するため、経済効果は大きいというものであります。

他県の事例として、秋田県が平成22年3月から実施しております秋田県住宅リフォーム緊急支援事業を紹介し、その経済効果が示されております。また、昨年末の国の緊急総合経済対策として創設されました地域活性化交付金の活用についても提案されております。

以上が請願の内容でございますが、住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、秋田県の事例でもわかりますように、幾つかの課題がございます。

まず、1点目といたしまして、もともとリフォーム工事を予定していたものにも補助することになりまして、すべての補助対象事業が新たに経済効果を生み出したとは言えないのでございます。2点目といたしまして、一時的なリフォーム需要を喚起しても、事業終了時点でその反動による需要の減少が予想され、建設業者の経営がかえって不安定になりかねない。3点目といたしまして、本制度は、ほとんどすべてのリフォーム工事を対象といたしてございまして、経済対策以外の政策

目的が希薄である。4点目といたしまして、財政状況が厳しい中、多額の予算を必要とする。なお、地域活性化交付金につきましては、既に社会資本の整備等の分野におきまして活用することで予算化している。こういった課題が考えられます。

よって、当面は、現在行っております県産木材を提供したり、高齢者、障害者のための住宅改造助成制度といった支援制度のほか、施工業者などを対象とした研修会の実施や県民へのリフォーム情報の提供、相談窓口の設置などに取り組み、住宅リフォームの支援に努めてまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○重村栄委員長 ただいまの説明に関して質疑はございませんでしょうか。ございませんか。——なければ、質疑は終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第57号についてはいかがいたしますでしょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 不採択という声が出ております。なければ、不採択ということについて賛否をとりたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、今不採択という声が出ております。請第57号を不採択にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、請第57号については、不採択といたします。

次に、請第59号、路木ダム建設事業に係る請願、請第60号、路木ダム建設事業に関する請願、請第61号、県営路木ダム早期完成に関する請願、3本出ております。すべて路木ダム建設事業に関するものでございますので、この3件についての執行部からの状況説明は

一括して求めたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○林河川課長 河川課でございます。

それではまず、請第59号について御説明いたします。

請願趣旨は、路木ダム建設について、これまで推進、反対双方の意見を公開で議論する場がなかったとして、川辺川ダムの公開討論集会の経験を生かした公開討論会の実施を求めるといふものでございます。

これに対する県の考えでございますが、路木ダムにつきましては、これまでも地域住民の皆様などに説明を行うとともに、御意見を伺いながら事業を進めてまいりました。

まず、河川法に基づき、住民の意見を聞く場である説明会を開催するとともに、学識経験者や関係市町村長の意見聴取を行い、事業を進めてまいりました。そのほかにも、調査段階や現地で工事に着手する段階など、さまざまな機会をとらえ、説明に努めてまいりました。

平成21年6月に取りまとめました路木ダム確認作業報告書は、路木ダムに対し、それでもさまざまな反対意見や疑念の声があったことから、知事の指示により、一度立ちどまり、これらの御意見や疑念に答えるとともに、事業者としての説明責任を果たすために実施したものでございます。

確認作業は、治水、利水、財政、環境の各面から検証を行っておりまして、その内容につきましては、知事が議会に御説明するとともに、広く一般の方々にもごらんいただけるよう、県のホームページ上で公開しております。

その後の御意見に対しましても、県の考えをお答えするとともに、広く県民の方々にもお知らせするために、主要なものにつきましてはホームページ上に県の考えを掲載するなど、川辺川ダムとはスタイルや手法は異なり

ますが、川辺川と同様、事業者としての説明責任を果たすよう努めております。

さらに、路木ダムに関しましては、現在、既に公開の場である司法の場で係争中でございます。この中で、治水、利水、環境など、幅広い争点について審理が進められております。県としては、引き続き公開の場である裁判の中で県の考えを丁寧に説明していきたいと考えております。

以上のように、事業者として、各段階で説明を行い、また、いろいろな御意見に対しお答えしているという点では、スタイルや手法は異なりますが、川辺川同様、事業者として説明責任を果たしていること、また、公開の場である裁判の中で既にさまざまな観点から討論を行っておりますので、路木ダムに関して公開討論会を開催する必要はないと考えております。

以上が請第59号に対する県の考えでございます。

次に、請第60号について御説明いたします。

まず、請願趣旨は、県が路木ダムの必要性を総合的に再確認するために取りまとめた路木ダム確認作業報告書の内容や再評価監視委員会の場における説明は、最も基本的な部分で事実と反していることから、路木ダム事業に関する予算案の否決並びに工事の中断と再検証を求めるというものでございます。

これに対する県の意見でございますが、請願者は、請願の理由として3点の指摘をされております。

まず、1点目は、再評価で中止すれば補助金返納は必要ないと主張されておられます。

しかし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法では、事業を中止した場合は、あくまで返還が原則です。再評価の結果、中止する場合の補助金の取り扱いにつきましては、補助金適正化法第10条の適用があるときに補助金の返還

は求められないことになっております。

具体的には、例えば、共同事業者が撤退することによる費用の増加や、調査を進めた結果、予期せぬ費用の増加などにより投資に見合う効果が見込めなかった場合など、いわゆる事業者の責に帰すことができないやむを得ない正当な理由がある場合になります。いわば時のアセスの視点から、再評価の審議を経た上で事業を中止する場合に限られております。

路木ダムには、現時点で事業を中止するやむを得ない理由はございませんので、仮に中止すれば補助金返還が発生いたします。このため、路木ダム確認作業報告書では、事業中止の場合には補助金返納が生じるとしているものであります。

次に、2点目は、破堤地点の堤防高が違うこと並びに測量を行っていないとの主張でございます。

新聞報道などで御存じの委員もおられると思いますが、破堤地点の堤防高について、市民団体が測量した結果、県の示す高さに比べ約50センチ高く、この地点での破堤や越水の可能性はないという主張でございます。

この点につきましては、現在係争中の裁判で、原告側が準備書面の中で指摘している事項でございます。

被告の県といたしましては、次回のお話し合いにおいて県の主張を述べる予定にしておりますので、詳細な説明は控えさせていただきますが、国土地理院による水準点の見直しがあったことなどによるもので、県の設定した堤防高には何ら問題はなく、正しいと考えております。

また、当地点の堤防高を測量していないとの指摘でございますが、これは、先月2月16日に行われました第8回の話し合いにおいて、県側から提出した準備書面の中で、理由とともに、直接測量したものではないということに記載したものであります。

その理由でございますが、路木川では、流下能力を算定するために、平成4年度に、おおむね100メートルの間隔で河川の横断測量を実施しております。その後も、平成12年度のダム関連工事に際し、破堤点からわずか数メートル離れた上流側と下流側で直接測量していること、現地は河口部でほとんど勾配はございませんで、破堤点の上下位を見ても、地形の変化や堤防高の変化はほぼないことから、堤防高について、十分な精度で把握できるからであります。

3点目は、利水に関する指摘でございます。

請願では、天草市の水道計画は、給水対象地域の人口減少と配水量の激減を反映していない、代替水源についての検討は極めて恣意的、地域内水源に対する評価も不十分と主張されておられます。

まず、天草市が策定した水道事業計画は、牛深地区、河浦町一町田地区の給水区域内人口と給水への減少を考慮した計画になっております。したがって、人口減少と配水量の激減を反映していないという指摘は当たりません。

また、路木ダムの代替水源として、砂防ダムのたまり水など、地域内の水源や海水淡水化などについて検討されていますが、これは、水道法とそれに基づく水道施設設計指針により、10年に1回の頻度で起こる規模の渇水時にも安定的に取水できるかどうかという観点や費用などの面から適切に検討されていると考えます。

また、天草市では、水源となる路木ダムに加えまして、新たにつくる導水施設などを含めた水道事業の再評価を行っておられます。

牛深地区の上水道については平成18年度、河浦町一町田地区の簡易水道事業については平成21年度にそれぞれ行っておられまして、いずれも適切な手続を踏まえて事業を実施されておられます。このため、請願にある恣意

的な検討とか、評価が不十分かつ過小という指摘には当たらないと考えます。

以上のように、路木ダム確認作業報告書の内容や再評価監視委員会などにおける説明は、最も基本的な部分で全く事実に反しているという請願書の指摘は当たらないと考えております。

最後に、請第61号について御説明いたします。

まず、請願趣旨は、牛深、河浦両地区が、これまで幾度となく渇水被害に見舞われ、渇水に対する不安を感じながら生活されていることから、安心して安全な水道水の供給を受けるためには、路木ダムの完成が地区住民の悲願であるとして、早期完成を求めるというものでございます。

これに対する県の考えを御説明いたします。

天草地域は島嶼部にございまして、小さな河川しかなく、山は急峻で、降った雨はすぐに海に流れ出てしまいます。このため、洪水が発生しやすく、また深刻な水不足に悩まされてきた地域でございます。

牛深、河浦の両地区もそのような状況が続いておりまして、平成3年、4年、5年には、旧牛深市と旧河浦町から、県に対しまして治水と利水の機能を兼ね備えた路木ダム建設の要望がございまして、県としては、地元の声にこたえるために、平成5年度に路木ダム建設事業に着手いたしました。

事業に着手した後も、地元からは約1万2,000名余りの署名を添えた早期完成の要望など数多くの要望があり、県といたしましては、路木ダムの早期完成を地元が強く求められていることは十分認識しているところでございます。このため、来年度予算におきましても、計画どおり事業を進めるための予算を議会に上程したところでございます。

県といたしましては、安全で安心できる暮らしを強く望んでこられた地元の声にこたえ

るためにも、また、天草市が平成26年4月に予定しておられます水道事業の供給開始をおくることがないよう、今後とも市とともに着実に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上が請第59号から61号に対する県の考えでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

ただいま、請第59号から61号までの県の考え方を説明していただきました。

それでは、ただいまの請第59号の説明にしまして質疑をとりたいと思います。質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 説明会等も開催をして、いろいろ県の考え方について説明は何回も行ってきたというようなお話がございました。

路木ダムの事業については、私も、本会議等で、ここに書かれているような問題すべて申し上げてまいりましたけれども、いまだにいろいろな疑問とか不審なんかが出ているような事実がありますので、この確認作業報告書、これを取りまとめた後には、ホームページあたりでは出されているということはありますけれども、やはりこれの説明をもう一回やって、川辺川ダムみたいに何回も何回も公開討論会をやる必要は私もないと思いますけれども、やはり県の今申し上げられた考え方をきちんともう一度説明する機会はあるんじゃないかなと思いますけれども、そういったことは全く考えてないんですか。

○林河川課長 確認作業報告書の後にも、いろいろな市民団体ですとかマスコミを含めまして、いろいろな御疑問、御質問がございましたので、それについても丁寧にホームページの中で御説明しております。

先ほど御説明しましたように、県といたし

ましては、さまざまな意見に対しまして、異例の試みではございますが、ホームページ上で県の見解を掲載しております。いろんな意見に対しましてお答えしているという点では、スタイルは異なりますが、路木も川辺も一緒だと考えております。

それから、公開の場であります裁判の中で既に実質的な議論を戦わせておりますので、討論集会あるいは再検証といったことは不要だと考えております。

○鎌田聡委員 考え方はわかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第59号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択、不採択」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、採択と不採択と2つ声が出ておりますので、採択についてまずお諮りをいたしたいと思います。

請第59号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○重村栄委員長 挙手少数と認めます。よって、請第59号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第60号の説明に対しての質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 質疑がないようでございますので、質疑は終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第60号についてはいかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 不採択だけの声が出ており

ますので、不採択についてお諮りをいたします。

請第60号を不採択とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、請第60号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請第61号の説明についての質疑をしたいと思えます。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑をこれにて終わりたいと思えます。

次に、採決に入ります。

請第61号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 採択の声が出ておりますので、採択についての採決をやりたいと思えます。

請第61号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、請第61号は、採択することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思えます。できるだけポイントだけ説明をしていただきたいと思います。

ます。

○古里監理課長 報告第1号でございます。

先ほどお話にありました新建設産業振興プランに基づきますアクションプログラム(前期)の説明でございます。冊子とA3でございますが、A3の資料により御説明させていただきます。

A3を開いていただきまして、左側でございますが、これは昨年の12月に策定しました新プランの概要でございます。簡単に申し上げます。

新プランの目標として、上の方に2重で囲っております。Ⅰ技術と経営に優れた建設産業、Ⅱ社会に貢献する建設産業、Ⅲ透明で公正な市場環境づくり、この3つを大きな柱として掲げているところでございます。この目標に向かって、建設業と行政が共同して本年4月から取り組む具体的な事業をアクションプログラムとしてまとめております。

このうち、主なものを右に挙げております。

まず、右側でございますが、右側の最初の黒丸のところでございます。技術力、経営力への支援でございます。その次の白い丸でございます。経営相談のところでございます。建設業が技法として行う創意工夫、経営改善などの自助努力、これを応援するために、経営相談や専門家の派遣によるアドバイスなどの支援を行うものでございます。来年度は、地域での出前相談会も新たに行うこととしております。

次の丸のところでございます。県内企業への受注機会の拡大を図るものでございます。来年度は、さらに元請に対しても、県内企業への下請発注を促す仕組み、取り組み、こういうのを行っていききたいというふうに考えております。

4番目の白丸でございます。地域に根差した企業として将来にわたり成長していただく

ためには、人材の確保が不可欠と考えております。そのため、来年度は、若年労働者を雇用する企業を格付や総合評価で適切に評価することに加えまして、若手技術者が実績を積みやすい環境づくり、これに取り組んでいくこととしております。

さらに、その下の2つの丸でございます。合併や新分野への進出に対する支援でございます。経営力の向上のための合併や新たな分野に取り組む企業に対しまして、格付の優遇措置やその経費の一部の助成を行うものでございます。

次に、社会に貢献する建設業でございます。

建設業は、日ごろから、災害時の活動やボランティア活動によりまして地域社会に大いに貢献いただいております。このような活動を適切に評価するとともに、県民に広く理解されるような広報などの支援に取り組んでまいります。

Ⅲの透明で公正な市場環境づくりでございます。

最初の黒丸のところでございます。入札契約制度でございます。これまでも市場の環境の変化に合わせて適宜改善してまいりました。来年度は、近年の県発注工事の総額の減少や1件当たりの工事規模の小型化などの変化に加えまして、建設業界の請願なども踏まえまして、土木工事の格付や発注標準の見直しなどの改善を行うこととしております。

次に、その下でございますが、実態調査や適切な指導によりまして、元請、下請関係の適正化の取り組み、また、ペーパーカンパニーや暴力団関係者などの不良不適格業者の市場からの排除、さらには電子入札や総合評価などの市町村への普及を初めとしまして、国、市町村との一層の連携を図っていくこととしております。

詳しくは、大変申しわけございませんが、お手元の冊子により取りまとめておりますの

で、後ほどごらんいただければと思います。

それから、先ほど委員からお尋ねがありました格付でございますが、格付につきましては、本年は4月から見直すのではなく、この見直し時期に合わせまして現在の格付を継続することとしています。この旨、業者の皆さんには、近日中にお知らせをするというような予定をしております。

以上でございます。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項2のくまもと生活排水処理構想2011(素案)についてでございます。

現在、県では、生活排水対策のマスタープランとなります当構想の策定作業を進めておりますが、素案を取りまとめたので、その概要についてA4とA3の2枚の資料により御報告いたします。

生活排水処理構想は、2の生活排水処理構想とは記載している位置づけのもと策定するもので、3の策定経緯にありますように、従来の整備構想が最終年度を迎え、また、4、策定の趣旨及び基本的な考え方に記載しております課題も生じているため、今回見直すものでございます。

その課題につきましては、生活排水処理施設の整備など、①から④の4つの項目に整理しております。

また、策定に当たっての基本的な考え方でございますけれども、構想そのものが県民の皆様へのPRになるようわかりやすい内容となることに心がけ、また、従来2本立てだったものを新構想に1本化しております。

なお、構想の期間につきましては、平成32年度までの10年間としております。

5の今後の策定スケジュールでございますが、4月からパブリックコメントを実施し、5月から6月に策定を終えたいと考えております。

次に、素案の概要について御説明いたします。次ページのA3のカラーの資料をお願いいたします。

まず、資料左側の列の青で囲んだ生活排水処理についてでございますが、生活排水の実態について理解していただくため、生活排水が公共用水域に与える影響や生活排水処理施設の種類や特徴、そして生活排水処理施設の普及によって着実に公共用水域の水質改善効果があらわれていることをまとめております。

次に、右から2番目の列のめざすところとして、生活排水処理が目指す目的をくらしと水環境の2つの姿で整理しております。

くらしでは、すべての県民が水洗トイレが使える、カヤハエのいない快適な暮らしの実現としております。水環境では、水質改善による川や海などの健全な水環境と水循環の実現としております。

次に、一番右側の列に、10年後の姿として、予想される取り組みの成果を目に見える形でまとめております。

暮らしの面では、快適な暮らしを送れる県民が10万人ふえ、汚水処理人口普及率が現在の78%から90%に向上し、水環境の面では、すべての河川が環境基準を満足すると見込んでおります。

また、効果の事例として、坪井川と有明海、八代海の水質改善の見通しをまとめております。

また、このような10年後の姿を実現するためには、中央下段に整理しておりますように、施設の整備や管理、運営におきまして、県民と市町村、県が一体的、総合的に取り組むことが重要でございますので、それぞれの立場で行っていただきたい事項を明らかにしております。

以上、素案の概要について御説明いたしましたが、策定後は、本構想について県民の皆様様の理解が深まるよう、市町村とともに周知

に努めてまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。報告事項3をお願いいたします。

熊本県建築物安全安心マネジメント計画の策定について御報告いたします。

上段の枠で囲んでいます計画の概要でございますが、建築時の適法性の確保や地震対策等の既存建築物の安全性の確保及び災害や事故時の対応など、建築物の安全、安心の確保の実効性を高めるために、県、熊本市、八代市などの特定行政庁、建築関係団体、指定確認検査機関が連携、協力して、熊本県建築物安全安心マネジメント計画を策定し、3月中に公表して取り組むことにしています。

計画のスキームとしましては、熊本県建築物安全安心推進協議会が策定主体となりまして、平成23年度から26年度の4カ年を計画期間として取り組むことにしています。

中段の2の計画の主な施策と目標でございますが、主な施策の1番には、建築確認時における建築規制の実効性の確保として、建築確認審査の円滑な実施、また、建築士、建築士事務所的確な業務の実施等を挙げておりまして、その目標としまして、右の方に目標を設定しておりますが、確認審査機関につきまして、平成21年度の平均55日から、平成26年度には35日以内にすることなどを設定しております。

主な施策の2番目には、建築物の性能の維持・向上としまして、既存建築物の耐震化の促進、アスベスト対策の推進、建築物の環境性能の向上に取り組むことにしております。

右の表の目標といたしまして、建築物耐震改修促進計画の策定市町村数を、現在の25市町村から全市町村とすることなどを設定しております。

主な施策の3番目には、事故・災害時の迅速・的確な対応としまして、地震災害への迅速

速かつ的確な対応等に取り組むことしております。

右の表の目標でございますが、地震で被害を受けました建築物の応急的な危険度の判定を行う判定士の数を、平成26年度までに1,400名にすることなどを設定しております。

下の方の基本目標の2番目でございますが、県民にわかりやすい情報の発信と相談対応を充実させることとしまして、安全安心ガイドやホームページの制作、提供などを行うことしております。

最下段でございますが、基本目標の3番目には、実効性を高めるための体制づくりにも取り組むこととしております。

これらの計画に基づきまして、今後、より一層建築物の安全、安心の確保に、関係団体と協力しながら取り組んでいくことしております。

以上、御報告申し上げます。よろしく願いいたします。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。報告事項4をお願いいたします。

現在、土木部と健康福祉部と共同で策定しております熊本県高齢者居住安定確保計画(素案)の概要について御説明させていただきます。

この計画につきましては、12月の建設常任委員会及び厚生常任委員会におきまして、それぞれ計画の趣旨、現状と課題、そして基本目標などについて御報告いたしております。その後、策定作業を進め、素案に対しまして有識者等による検討委員会から御意見をいただき、現在、パブリックコメント及び市町村協議を実施しているところでございます。

本日は、計画骨子の(4)の目標及び主な取り組みについて、概要を御説明させていただきます。

まず、①多様なニーズに応じた住まいの確保として、民間事業者により供給されるサー

ビスつき高齢者向け住宅等につきまして、平成26年度までに約8,000人分の新規供給を目指します。これは、国土交通省が、成長戦略で平成32年までに高齢者人口の3%から5%を供給するということを目指しておりますので、本県でも、平成32年までに5%の整備水準となるよう、新規供給を目指すものであります。

また、住宅改修に携わる建築士等を対象に研修を実施し、資質の向上と住宅のバリアフリー化の促進を図ります。

次に、②住まいとサービスの充実と質の確保ですが、特に中山間地域につきまして、サービスの充実を図る市町村の取り組みを支援し、在宅療養体制の構築を図ります。

また、サービスつき高齢者向け住宅等の責任者の研修を実施し、サービスの質の確保と向上を図ります。

次に、③入居者の支援体制の充実ですが、情報提供とワンストップでの相談体制の充実を図ります。

次に、④地域で支えるサポート体制の構築ですが、高齢者が地域住民と触れ合い、交流する地域の縁がわの促進などに取り組んでまいります。

裏面は、現状と課題をまとめておりますが、前回説明しておりますので、きょうは省かせていただきます。

以上、概要でございますが、今後、年度内に成案をまとめ、公表を行うことしております。よろしく願いいたします。

○古里監理課長 報告事項の5でございます。

先日の委員会におきまして御指示がありました点を、公務出張における交通事故とその防止策ということでまとめております。

1の(1)でございます。土木部の職員の公務出張中における交通事故、毎年10件前後発生している状況でございます。公用車による

ものが大半を占めまして、私用車による事故も、過去数件発生しておりますが、ここ数年は発生していないというような状況でございます。

特に、委員から、職員の自家用車によりまず公務出張について御指摘がございました。

まず、公務の出張の形態について(2)に、その課題等について(3)(4)にまとめているところでございます。

(3)の部分でございます。公務出張は、本来であれば公共交通機関または公用車の使用が原則でございますが、なかなかすべての公務出張をこれによることができないというのが実情でございます。そのため、職員が事前に登録を行い、職員みずからの自家用車を公務出張に使用することを認めているところでございます。

職員の自家用車による公務出張というのは、公務執行の効率性、また職員にとっての利便性の点から、また、ここにも記載しておりますが、公共交通機関が発達していないという本県の事情から、やむを得ないものではないかというふうに考えているところでございます。

さらに、2の交通事故の防止でございます。

出張の形態にかかわらず、何よりも交通事故の防止が大きな課題というふうに考えているところでございます。

分析によりますと、事故の多くは安全確認の不足などの不注意によるものがほとんどというふうなことでございます。そのため、各職場におけます交通安全の周知徹底、そのための環境づくり、このような不断の努力が欠かせないものというふうに考えております。今後も事故防止の取り組みを徹底していくこととしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○重村栄委員長 報告が終了しましたので、これについての質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○上田泰弘委員 西田課長、済みません、このくまもと生活排水、きのうの環境の特別委員会でも話が出ましたけれども、素案ということで1つだけ。

単独浄化槽を合併浄化槽にかえると、今のくみ取り式を合併浄化槽を入れるとかいうときに、地理的不利な地域、例えば山の方に行ったら機械がもう入らないようなところに家が建っていたりするところもありますし、そこに入れるときに、こういう市内とか平野、平地だったら普通に仕事ができるのに、それができない地域というのがあります。そしてまた、その合併浄化槽からつなぐ距離が長くなったり、いろんなこともありますので、その地域性も考えた、例えば助成とかいうのも、よければその辺もちょっと頭に入れていただければと、これは要望でございますので、質問ではございません。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○上田泰弘委員 はい。

○重村栄委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑を終了いたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

一応、これでこの委員会は終わりでございますが、委員会に出席していらっしゃるけれども、なかなか発言の機会がない天野総括審議員に、せっかく本省の方からお見えでございますので、まだ東風吹かばという時期かどうかわかりませんが、国から来て

県の土木行政をどんなふうにごらんになったのか、そのコメントでもいただければありがたいと思いますので。

○天野総括審議員 御指名ですのでお答えさせていただきます。

県の土木行政、非常に多岐にわたってございまして、河川、道路、都市計画、港湾、砂防、下水道と、さまざまな事業を県下全域で行わさせていただいております。この席に来まして、そのさまざまな事業を地域のニーズに応じてやらせていただいていることに、非常に誇りも感じましたし、やりがいも感じました。

こういう地道な地域の社会資本、基盤を改善していくことが、ひいては地域の経済発展につながるものと信じて仕事をしてまいりました。そういう意味で、熊本県土木部の職員の皆様方は、私から見ても一生懸命仕事に取り組んでおりますし、県議の皆様方にも、非常に的確な御指導と御支援をいただいております。

今後とも熊本県土木部をどうぞよろしくお願ひしたいというふうにご考えておるところでございます。

お答えになっているでしょうか。

○重村栄委員長 ありがとうございます。急なコメントを求めて申しわけありませんでした。

先生方、何か特にないですか。何かありますか。

○森浩二委員 国で予算審議がおくれるでしょう。何かそれで来年度の発注がおくれるとか、そういう何か影響はありますか。

○古里監理課長 まさに私どもが、今現在、県の財政当局と一緒に大変心配している部分ではございます。

やはり4月当初になって必要なもの、一番懸念しておりますのは、やはり扶助費とか人件費とか、そういうものが優先されるのではないかと感じております。ただ、私どもの予算につきましても、債務負担とか、そういう4月になって当然要るべきものがきちんとございまして、そこについては、県の財政当局にきちんと申し上げていきたいというふうにご考えております。

○早川英明委員 住宅課長さんにちょっとお尋ねですが、今回もまた新規住宅の着工の予算が出ておりましたけれども、今現在の県営住宅の入居者の状況とか、もちろん空き間はないというふうに思いますが、仮にあいたとか、いろんな場合に、大体入居者の倍率とか、それはどんな状況ですかね、今現在では。

○澤井住宅課長 県下に8,446戸県営住宅がございます。年2回、6月と12月に募集を行っておりますが、その都度、大体7倍から8倍ぐらいの応募倍率になっております。

以上でございます。

○早川英明委員 それから、緊急に6カ月、半年ぐらいの、住宅がない人に明け渡すような制度がありますよね。あれはどんな状況ですか。

○澤井住宅課長 入居につきましては、県営住宅の場合に、本当に困っている方が入れるような形で、入居の募集に際しましても、倍率の優遇とかを行っております。また、今年度から、世帯を対象に、小学校卒業の子供が同居する方には、期限つきの入居制度も実施しております。

その他、例えば、DV被害者とか、犯罪被害者とか、離職の方とかそういった方、公募によらないで入居を待つ方、そういった方に

については、目的外使用というふうな形をとりまして優先入居を実施しております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。一なければ、これを持ちまして第9回建設常任委員会を閉会いたします。

午後0時14分閉会

—————○—————

○重村栄委員長 本日は、最後の委員会でございますので、私と、それから高木副委員長の方から一言ずつごあいさつをさせていただきますと思います。

皆さん方には、1年間大変お世話になりました。ありがとうございます。高木副委員長を初め、この委員の先生方には、いろんな御協力をいただきました。そしてまた、執行部の皆さん方には、いろんな質疑に対しまして懇切丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。おかげをもちまして、この委員会も、無事に、つつがなく1年間過ぎたと思っております。

ただ、経済環境の状況の中、それからまた国の方針のいろんな変更の中で、当委員会の置かれる立場も非常に厳しい状況にあるかと思っております。ただ、熊本県におきましては、社会資本整備、まだ十分ではない点多々あるかと思えますし、建設委員会の任務も、今からももっと大きなまま続くのではないかと、そのように思っております。どうかこれからも執行部の皆さん方も、しっかりと地元の元気のために頑張っていたきたいと、そのように思っているところでございます。

委員の先生方は、4月の洗礼を受けられまして、どうかまた再び戻っていただきまして活躍をしていただきたいと思えますし、執行部の皆さん方にも、これからも県勢の発展のために頑張っていたきたいと思えます。

それから、3月をもって退職をされる執行

部の皆さん方は、人生の終わりではございませんで、セカンドステージに入るわけでございますので、どうかセカンドステージを大いに充実したものにして活躍していただきますように御祈念を申し上げたいと思います。

本当に1年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○高木健次副委員長 一言ごあいさつを申し上げます。

1年間、重村委員長のもとで、非力ながら副委員長として土木関係の仕事、建設委員会に所属をいたしまして頑張っておりまして、けれども、これもひとえに皆さん方の温かい御指導と御協力のたまものだと深く感謝をいたしております。

今委員長の方からもいろいろとお話がありました。12日は、いよいよ新幹線の開業ということで、建設、土木関係の皆さん方におかれましても、大変大きな使命と役割がまたこれからたくさんあるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、今後、また皆さん方のますますの御活躍を御祈念申し上げたいというふうに思います。

それからまた、執行部の中でも、今年度限りで御勇退をされる方々もおられますけれども、どうぞ側面からまたこの県政に一生懸命御支援をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

執行部の皆さん方の今までの御尽力、そして各委員の御協力に対しまして、心からお礼を申し上げまして、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。本当にお世話になりました。（拍手）

○重村栄委員長 それでは、これを持ちまして散会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後0時18分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
建設常任委員会委員長